

愛媛県における感染症の予防のための
施策の実施に関する計画
(愛媛県感染症予防計画)

平成 29 年 12 月改正



愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画 (愛媛県感染症予防計画)

明治 30 年の伝染病予防法の制定以来、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は大きく変化した。

そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成 11 年 4 月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）が施行されたが、日々変遷する感染症を取り巻く状況に適切に対応するとともに、感染症対策を総合的に推進する必要があるが生じている。

愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）は、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、本県の実情に即した感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する知識の普及啓発等の感染症予防対策を総合的に推進するために策定するもので、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年 4 月厚生省告示第 115 号。以下「基本指針」という。）に即したものである。

なお、予防計画は、策定後の状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針が変更された場合等にあつては、再検討を加え、必要があるときは、これを変更するものとする。

第 1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、基本指針、予防計画等に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点をおいた事前対応型行政として取り組んでいくことが重要である。

2 県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の公表を積極的に行い、県民一人一人の予防と感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねにより社会全体の予防を推進することが重要である。

3 人権の尊重

(1) 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会復帰できるような環境の整備に努める。

(2) 感染症に関する個人情報の保護については、十分に留意する。

また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、県民の健康を守るため健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制に向けて、疫学的な視点を重視しつつ、関係各機関及び医師会等の医療関係団体等の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、基本指針及び予防計画に基づいた健康危機管理体制の構築に努める。

5 県及び市町の果たすべき役割

- (1) 県及び市町は、地域の特性に配慮し相互に連携を図りながら、感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する。
- (2) 県及び保健所を設置する松山市（以下「松山市」という。）は、相互に連携して感染症対策を行う。
- (3) 県及び松山市は、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、県立衛生環境研究所及び松山市保健所衛生研究部門（以下「衛生環境研究所」という。）については感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置づけるとともに、その役割が十分に果たされるよう機能強化等の対応を進める。
- (4) 県及び松山市は、複数の都道府県等（都道府県及び保健所を設置する市をいう。以下同じ。）にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。
また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議を行う。

6 県民の果たすべき役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

7 医師等の果たすべき役割

医師その他の医療関係者は、6に定める県民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で県及び市町の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

8 施設の開設者等の果たすべき役割

病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、学校、高齢者施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

9 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、6に定める県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で県及び市町の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。

- (2) 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、6に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物又はその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適正な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 予防接種

県及び市町は、県民が安心して予防接種が受けられるよう予防接種に関する適切な情報の提供を行い、正しい知識の普及啓発に努めて県民の理解を得つつ積極的に予防接種を推進する。

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1 感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方

- (1) 感染症の発生の予防のための対策は、事前対応型行政の構築を中心として、県及び松山市が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。
- (2) 感染症の発生の予防対策上日常行われるべき施策は、感染症発生動向調査を中心に行うこととし、更に、食品保健対策、環境衛生対策等について、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら具体的な措置を講ずる。
- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、接種率の把握に努めつつ、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われるよう実施体制の整備等を進める。

また、市町は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種を推進するとともに、対象者が予防接種を安心して受けられるよう地域の実情に応じた環境整備を行う。

2 感染症発生動向調査

- (1) 感染症発生動向調査は、感染症の予防のための施策を推進するに当たり、最も基本的な事項であり、感染症の情報の収集、分析及び公表については、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で行う必要がある。
- (2) 県及び松山市は、医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等の協力を得ながら、適切に進めることが必要である。
- (3) 県及び松山市は、法第12条に基づく届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討する。また、県は、法第14条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるよう十分配慮する。
- (4) 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があ

る。

そのため、診断した医師から知事及び松山市長への法第 12 条第 1 項に基づく届出が適切に行われるよう、医師会等の医療関係団体の協力を得ながら医師への周知を図っていく。

(5) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症の届出については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第 14 条の指定届出機関からの届出が適切に行われるよう、医師会等の医療関係団体の協力を得ながら医師への周知を図っていく。

(6) 知事及び松山市長は、法第 13 条に基づく届出を受けた場合は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、衛生環境研究所、動物愛護センター等と相互に連携して、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。

(7) 県及び松山市は、感染症の病原体の迅速かつ正確な特定を図るため、衛生環境研究所等を中心とした病原体に関する情報を統一的に収集し、分析し、及び公表する体制を構築するとともに、病原体に関する情報等が全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制の構築に努める。

また、衛生環境研究所は、必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集及び分析を行う体制を構築するよう努める。

(8) 県及び松山市は、国立感染症研究所をはじめとする関係機関から国内又は海外の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報を、積極的に収集し、県民や医師等医療関係者への積極的な提供に努める。

3 結核に係る定期の健康診断

(1) 県及び松山市は、高齢者、結核発症の危険が高いとされる特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が結核患者の早期発見のため有効かつ合理的であると認められる者について、重点的な健康診断が行われるよう配慮する。

(2) 市町は、罹患率が高い、結核の発生の状況に異常が認められるなどの地域における結核の発生状況に応じ、効率的かつ的確な定期の健康診断の対象を画定する。

4 感染症の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策との連携

(1) 食品保健対策との連携

飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設等への発生予防指導については他の食中毒対策と併せて食品保健部門が、二次感染防止等の情報提供や指導については感染症対策部門が主体となり、相互の緊密な連携を図る。

(2) 環境衛生対策との連携

ア 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防に当たっては、感染症対策部門と環境衛生部門とが連携して、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫の必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症の海外における発生状況に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等を行う。

イ 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、市町が地域

の実情を判断し、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮しながら適切に実施する。

5 関係各機関及び関係団体との連携

- (1) 県及び市町の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門、動物愛護部門等は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるために、平時から情報交換を行い緊密な連携を図るとともに、学校、企業等の関係機関及び団体等に対しても適切な情報提供を行い連携を図る。
- (2) 県、市町及び医師会等の医療関係団体は、感染症の予防を迅速かつ効果的に進めるために、緊密な連携が図れる体制及び円滑な対策を講ずることができる体制の整備を図る。

6 保健所と衛生環境研究所の役割分担等

- (1) 保健所は、地域における感染症対策の中核機関であり、衛生環境研究所、市町及び医療機関等と連携を図りながら感染症の発生状況の把握に努め、必要な疫学調査を行い、感染症予防対策を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 衛生環境研究所は、国立感染症研究所、保健所及び医療機関等と連携を図りながら感染症に関する調査研究、試験検査、情報の収集解析等を行うとともに、保健所に対して感染症の予防対策についての助言、指導及び研修を行う。

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

1 患者発生時の対応に関する基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応するとともに、患者の人権を尊重しつつ、県民一人一人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図ることを基本とする。
- (2) 県及び松山市は、感染症のまん延の防止のために、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた県民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め、健康を守る努力を支援する。
- (3) 事前対応型行政を進める観点から、県及び松山市は、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の市町とのまん延防止の観点からの役割分担及び連携体制をあらかじめ定めておく。

また、複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合に備えて、県及び松山市相互の連携体制を整備しておく。

- (4) 感染症のまん延防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、知事は、予防接種法第6条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようにする。
- (5) 知事及び松山市長は、対人措置（法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。）を実施するときは、患者等の人権の尊重に配慮した必要最小限の範囲で行うこととする。なお、対人措置及び対物措置（法第五章に規定する措置をいう。以下同じ。）を実施するときは、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。

また、人権の尊重の観点から、その手続を適正に行い、患者等が精神的に不安な状況に追い込まれないように配慮する。

2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- (1) 対人措置の実施に当たっては、感染症の発生状況及び予防に関する情報を患者等に提供し、理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、法第 25 条の審査請求に係る教示等の手続及び法第 20 条第 6 項の規定に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とすべきである。
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路等を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。
また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、県及び松山市が情報の公表を的確に行うことにより、県民が自発的に健康診断を受けるように勧奨する。
- (4) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、県及び松山市は、対象者その他の関係者に対する周知に努める。
また、県及び松山市は、必要に応じ、事業者に対し十分な説明を行い、理解と協力を得ながら就業制限を受けた者が解雇等の社会的不利益を被らないよう配慮する。
- (5) 入院の勧告等による入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とし、感染症指定医療機関等の協力を得ながら、入院後も、法第 24 条の 2 の規定に基づく処遇についての苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう配慮する。
知事及び松山市長が入院の勧告等を行う際は、患者等に対して、入院の理由、退院請求や審査請求に関すること等入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。
また、入院勧告等を実施した場合にあっては、県及び松山市は、講じた措置や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成し状況の把握に努める。
- (6) 入院の勧告等に係る患者等が法第 22 条第 3 項の規定に基づき退院請求を行ったときは、知事及び松山市長は、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

3 感染症の審査に係る協議会

法第 24 条に規定する感染症の診査に関する協議会（以下「感染症診査協議会」という。）は、感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点からの判断を行うことも求められるため、知事及び松山市長は、感染症診査協議会の委員の任命に当たり、この趣旨を十分に考慮する。

4 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、知事及び松山市

長並びに知事の指示を受けた市町長は、可能な限り関係者に対しその理由や必要性を十分に説明し理解を得ながら実施に努めるとともにこれらの措置が個人の権利に配慮した必要最小限のものとする。

5 積極的疫学調査

- (1) 積極的疫学調査（法第 15 条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。）は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物において人に感染するおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他知事及び松山市長が必要と認める場合に的確に行うもので、保健所において関係者の理解と協力を得ながら、衛生環境研究所、動物愛護センターと密接に連携しつつ調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていく。
- (2) 知事及び松山市長が積極的疫学調査を行うに当たっては、調査が広域に及ぶ場合、関係保健所や衛生環境研究所等関係機関と密接に連携し、必要に応じて調査連絡会を開催するなど調査体制を強化する。また、必要に応じて、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、他の都道府県等の協力を要請し、協力の求めがあった場合は、積極的に必要な支援を行う。
- (3) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、県及び松山市は、国との緊密な連携の下、必要な情報の収集に協力する。

6 新感染症等への対応

- (1) 新感染症は、感染力や罹患したときの重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有していることから、医師等から新感染症と疑われる症例の報告があったときは、知事及び松山市長は、直ちに情報収集を行い、その概要を国に報告するとともに、国から技術的指導及び助言を積極的に求め、市町等関係機関と緊密な連携を図りながら対応する。

また、指定感染症の患者の報告があった場合においても、同様に対応する。

- (2) 県及び松山市は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、指定感染症又は新感染症が発生した場合においては、適時に的確な情報を県民や医療機関等関係機関に提供し、いたずらに不安感を与えることがないよう努める。

7 感染症まん延の防止のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策との連携

(1) 食品保健対策との連携

ア 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合、県及び松山市は、保健所長の指揮の下に、食品保健部門は病原体に係る検査等を行い、感染症対策部門は患者に関する情報を収集するなど、相互の役割分担の下に連携を図りながら迅速な原因究明を行う。

イ 病原体、病因食品、感染経路等が判明した場合には、県及び松山市の食品保健部門は一次感染を防止するため原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業禁止又は停止等の行政処分を行うとともに、当該施設等管理者に消毒を指示する。

また、感染症対策部門は、必要に応じ、患者等関係者に対し、保健指導その他必要な措置を行う。

ウ 県及び松山市は、二次感染による感染症のまん延の防止のため、感染症対策部門において、当該感染症に関する情報の公表、保健指導その他必要な措置を行う。

エ 保健所は、衛生環境研究所、国立試験研究所等との連携を図り、原因となった食品等の究明を行う。

(2) 環境衛生対策との連携

県及び松山市は、水や入浴設備・空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たっては、感染症対策部門と環境衛生部門との連携に努める。

8 関係各機関及び関係団体との連携

県及び松山市は、感染症のまん延の防止のため、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、国、近隣の都道府県、保健所を設置する市、市町、医師会等の医療関係団体との連携体制を構築しておく。

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 感染症に係る医療の提供に関する基本的な考え方

(1) 感染症の患者に対して、早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延防止を図ることを基本とする。

(2) 医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきものであるとの認識の下、次の事項等に留意しながら、良質かつ適切な医療の提供に努める。

ア 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、感染症の患者に対して、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供するとともに、通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずる。

また、患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行う。

イ 結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うよう努める。

(3) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や特定感染症指定医療機関、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターとの連携体制の整備を図り、医療体制の充実を図る。

2 感染症に係る医療を提供する体制

(1) 第一種感染症指定医療機関

ア 知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を原則として県内に1箇所指定することとし、指定に係る病床は、原則として2床とする。

イ 本県において、第一種感染症指定医療機関として指定している愛媛大学医学部附属病院は、一類感染症の患者等が発生した場合は、当該医療機関に

において措置を行う。

なお、この医療機関で入院治療が困難な場合は、国や関係機関の協力を得つつ患者の治療及び感染拡大防止に万全を期するものとする。

具体的対応として、第一種感染症指定医療機関を指定している都道府県の協力が得られ、患者等の移送が可能な場合にあっては、当該都道府県を通じて、第一種感染症指定医療機関に入院治療を依頼するとともに、患者の症状等からその移送が困難な場合等においては、法第 19 条第 1 項ただし書の規定により、知事が適当と認める医療機関に入院させることを検討する。

(2) 第二種感染症指定医療機関

知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定する。

第二種感染症指定医療機関は、二次医療圏（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 12 号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として 1 箇所指定するとともに、当該指定に係る病床数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とし、知事は、これまで、下表のとおり 9 箇所の病院を指定している。

なお、愛媛県地域保健医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）の見直しが行われた場合等は、必要に応じて新たな医療機関を指定する等、医療を提供する体制を確保する。

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関名	指定病床数
宇摩圏	公立学校共済組合	4
	三島医療センター	
新居浜・西条圏	県立新居浜病院	2
	西条中央病院	2
今治圏	今治市医師会市民病院	4
松山圏	県立中央病院	3
	松山赤十字病院	3
八幡浜・大洲圏	市立八幡浜総合病院	2
	西予市立西予市民病院	2
宇和島圏	市立宇和島病院	4

(3) 感染症指定医療機関の施設設備

感染症指定医療機関は、患者の生命を保護しつつ高い水準の療養生活と効果的かつ職員の安全が確保された医療活動が保障できるよう必要に応じて施設整備を行う。

3 感染症の患者の移送のための体制

- (1) 県及び松山市は、感染症患者の移送において、患者の安全を確保し適切な移送を行うために、患者移送専用の車両等を整備する。
- (2) 感染症患者の移送は、国が作成した感染症の患者の移送に関する手引きについて（平成16年3月31日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参照し、保健所が、感染症防止対策を講じつつ迅速かつ適切に行うとともに、必要に応じ、感染症患者移送従事者の健康診断を行う。
- (3) 新感染症の所見がある者、一類感染症患者については、知事及び松山市長は、国からの技術的な指導、助言及び協力を求めつつ、適切な移送を行う。

また、知事及び松山市長は、新型インフルエンザ等感染症患者及び二類感染症患者のうち、感染力や罹患したときの重篤性が極めて高い感染症（ただし、結核を除く）の患者にあつては適切に移送し、結核の患者にあつては患者自らが移動することが不可能な場合等の必要に応じて移送する。

- (4) 消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する感染症の患者であると医療機関が判断した場合は、二次感染を防止するため、また、移送者の安全を確保するため、医療機関から消防機関に対して当該感染症に関し適切な情報提供がなされることが必要であり、医師の届出を受けた保健所長は、情報提供が適切になされていることを確認する。

4 その他感染症に係る医療の提供のための体制

- (1) 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものでなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに、三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関で医療が提供されるものである。

このため、一般の医療機関においても、平時から国、県及び松山市から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関において感染症のまん延の防止に必要な対策を講ずるよう努める。さらに、感染症の患者に対し、差別的な取扱いを行うことなく、患者の人権を尊重しつつ良質かつ適切な医療の提供がなされるよう努める。

- (2) 一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないように努める。

5 医師会等の医療関係団体等との連携

- (1) 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、県が必要な指導を積極的に行う。
- (2) 一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、県及び松山市は、医師会等の医療関係団体に感染症に関する適切な情報提供等を行い緊密な連携体制の整備を図る。
- (3) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症指定医療機関や地域の医師会等医療関係団体と緊密な連携体制の整備を図る。

6 集団発生時等の医療体制

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や、新型インフルエンザ等感染症の汎流行時、その他緊急を要する場合等において感染症指定医療機関以外の医療機関へ患者を入院させる必要が生じたときは、患者等の安全を確保するため、県及び松山市は、協議の上、医師会等の医療関係団体と迅速に緊密な連携を図り、医療機関を確保し、適切な医療の提供を要請する。

また、必要な場合は、隣県に医療の提供について協力を要請する。

7 医薬品の備蓄又は確保に関する事項

新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、感染の拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめるとともに社会機能の破たんを防ぐため、県は、その治療に必要な医薬品を備蓄するとともに、その提供方法について検討し、流通体制の整備に努める。

第5 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

(1) 一類感染症、二類感染症、又は新型インフルエンザ等感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

(2) 感染症の患者の発生又はそのまん延の防止のため緊急の必要があると認める場合には、県及び松山市は、当該感染症の患者の病状及び数並びにまん延の状況等を勘案して必要な措置を定め、迅速かつ的確な対策を講じることができるよう医療関係者に対して協力を要請する。

(3) 国が感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、県に対して必要な指示を行う場合には、県及び松山市は、国の指示の下、迅速かつ的確な対策を講じる。

(4) 国が国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認め、県及び松山市に対して協力を要請する場合には、県及び松山市は、感染症に関する試験研究又は検査を行う機関の職員の派遣その他必要な対策を迅速かつ的確に講じる。

(5) 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、県及び市町に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、県は、国に対して職員や専門家を派遣する等の支援を要請する。

2 緊急時における国との連絡体制

(1) 知事及び松山市長は、法第12条第2項に規定する国への報告等を確実にを行い、必要に応じ、国立感染症研究所等へ情報提供を行い、助言及び協力を求める。

特に一類感染症や新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国と緊密な連携を図る。

(2) 知事及び松山市長は、検疫所から検疫法（昭和26年法律第201号）第18条第3項による健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項等の通知を受けた

場合には、当該健康状態に異状を生じた者等に対して質問又は必要な調査を実施する。

また、検疫法第 26 条の 3 による感染症の病原体を保有している者の通知を受けた場合には、検疫所と連携して、感染症のまん延防止のため、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を実施する。

- (3) 緊急時においては、県及び松山市は、国に対して感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など県及び松山市が対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供するように要請するとともに、地域における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携を図る。

3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

- (1) 県及び松山市は、他の都道府県等と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。

また、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。

- (2) 県及び松山市は、関係市町に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、相互の緊急時における連絡体制を整備する。
- (3) 県内の複数の市町にわたり感染症が発生し緊急を要するときは、県は、県内の統一的な対応方針を提示し、市町間の連絡調整を行い、必要な対策を講ずる。
- (4) 複数の都道府県にわたり感染症が発生するなど緊急を要するときは、県は、関係都道府県等と密接な連携を図り、対策連絡会を設置し、又は参加するなどの連絡体制の強化を図る。

特に、四国の他の 3 県等隣県とは平時から緊密に連絡を保ち、対策連絡会を設置するなど緊急時における連絡体制の強化等を検討する。

4 緊急時における関係団体との連絡体制

県及び松山市は、医師会等の医療関係団体及び関係機関と緊密な連携を図り、緊急時における感染症患者の移送体制の整備、医療機関の確保、感染症患者の治療及び感染症のまん延防止に万全を期する。

5 緊急時における情報ネットワークの整備

県及び松山市は、緊急時において、感染症情報等について関係機関相互の情報交換を迅速に行うことができるよう情報ネットワークの整備を図り、連絡体制を強化する。

第 6 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

1 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本である。このため、県及び松山市は、調査及び研究に必要な施設・設備の整備並びに携わる人材の育成等を積極的に推進する。

2 感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進

- (1) 県及び松山市における感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進に当たっては、保健所、衛生環境研究所、県及び市町の感染症主管部局等が相互に連携を図りつつ、地域の特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた計画的な取り組みを行うこととし、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用を図る。

- (2) 衛生環境研究所においては、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、県及び市町の感染症主管部局や保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査及び研修指導並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を通じて、地域における感染症及び病原体等に関する情報の収集・発信拠点（地方感染症情報センター）としての役割を担う。
- (3) 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、衛生環境研究所、地域医師会等との連携の下、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を担う。

第7 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。このため、県及び松山市は、検査に必要な施設・設備の整備並びに携わる人材の育成等を積極的に推進する。

2 感染症の病原体等の検査の実施体制等

(1) 衛生環境研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その検査能力に応じて、国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生環境研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施する。

また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、人材の育成及び必要な資器材の整備を行い、検査能力の向上に努める。

(2) 衛生環境研究所は、複数の都道府県等にわたる広域又は大規模な感染症が発生した場合には、迅速な情報収集に努めるとともに、当該都道府県の地方衛生環境研究所等関係機関と協力、連携し必要な対応を行う。

(3) 保健所は、衛生環境研究所と連携して自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図る。なお、検査機能を有しない保健所の管轄区域で採取した検体について、遅滞なく検査できる体制を確保する。

(4) 県及び松山市は、それぞれが有する衛生環境研究所の病原体等の検査に係る役割分担を明確にし、それぞれの連携及び他の都道府県等の地方衛生環境研究所との連携を図る。

(5) 県及び松山市は、特定病原体等の盗取等を防止するため、関係各機関の間において共有される情報も含め、平素からその管理の徹底を図る。

第8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

1 人材の養成に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分に有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が必要になっていることを踏まえ、県及び松山市は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材を養成する。

2 感染症に関する人材の養成

知事及び松山市長は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される研修会に保健所及び衛生環境研究所の職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催すること等により、保健所の職員等に対する研修の充実を図る。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所や衛生環境研究所等に適正に配置し、その効果的な活用を図る。

3 医師会等における感染症に関する人材の育成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する積極的な情報提供及び研修の充実を図る。

4 関係各機関及び関係団体との連携

県及び松山市は、医師会等医療関係団体が行う研修会に保健所及び衛生環境研究所の職員を積極的に参加させ、必要な支援を行うとともに、当該関係団体と相互に感染症に関する情報交換等を行い、感染症や疫学の専門家の養成及び資質の向上に努める。

第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

県及び市町においては適切な情報の公表、正しい知識の普及を行い、医師等においては患者への十分な説明と同意に基づいた医療の提供を行い、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮することが重要である。さらに、県及び市町は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権の尊重を基本とする。

2 感染症に関する啓発及び知識の普及のための方策

(1) 県及び市町は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除及び感染症に関する正しい知識の定着等のため、パンフレットや教材の作成、キャンペーンや各種研修会の実施、感染症の患者の円滑な職場参加、感染症にかかった児童生徒等の再登校のための取組等必要な施策を関係機関と連携を図りながら実施する。

(2) 保健所は、地域住民に密着した機関として、感染症に関する情報の提供、普及啓発、相談等を適切に実施する。

(3) 医療機関は、患者等に対して、感染症について十分な説明を行い正しい知識を普及する。

3 感染症の患者等の人権の尊重のための方策

(1) 県及び松山市は、関係職員に対する研修等を行い、患者情報の流失措置の徹底を図るとともに、医師会等の関係医療団体等の協力を得ながら、医療機関等における患者情報の保護について意識の徹底を図る。

(2) 患者のプライバシーを保護するため、感染症患者に関する届出を行った医師は、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を説明する。

4 県及び市町における関係部局との連携

(1) 感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、県及び市町は、関係機関と連携を図り

ながら、学校や職場に対して、感染症に関する情報提供、研修会の開催等を行う。

特に、学校教育の場において、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及に努める。

- (2) 県及び市町の感染症対策部門は、関係部局に感染症や予防接種に関する情報を提供し、感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に努める。

5 医療関係団体及び関係各機関との連携

- (1) 県及び松山市は、国、他の都道府県等及び医師会等の医療関係団体と感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮に関して協議を行う会議等を定期的に行い、これらと密接な連携を図る。
- (2) 県及び松山市は、報道機関に対して、適時、的確な情報を提供し、県民へ感染症の予防啓発及び正しい知識の普及を図ることや患者情報の保護を要請する。
また、感染症に関し、誤った情報や不適當な報道がなされたときは、速やかにその訂正がなされるよう対応する。

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

- (1) 県及び松山市は、病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生し、又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報等を、医師会等の医療関係団体の協力を得ながらこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供するとともに、必要に応じて、施設内感染防止のための指導等を行う。
- (2) 上記施設等の開設者又は管理者は、普段から施設内の患者、入所者及び職員の健康管理を進めることにより感染症の早期発見に努めるとともに、施設整備、予防啓発等を行うことにより予防対策の徹底を図る。
特に、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努め、実際にとった措置等に関する情報を他の施設に提供するなど、施設間での情報の共有化に努める。

2 災害防疫の対応

- (1) 災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、知事及び松山市長は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努める。その際、県及び松山市は、愛媛県地域防災計画に基づき、保健所を拠点として、市町、医師会等医療関係団体と連携を図り、防疫活動、保健活動及び医療機関の確保を迅速かつ適切に実施する。
- (2) 市町は、災害発生時において、迅速かつ適切な措置が実施できるよう定期的に防疫訓練を行い、また、必要な消毒器材等の整備を図る。

3 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、県及び市町は、保健所等の窓口到我が国の感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなどの対策を行う。

4 動物由来感染症対策

- (1) 県及び松山市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよ

う、獣医師等に対し、法第 13 条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所、衛生環境研究所、動物愛護センター等の関係機関及び獣医師会等の関係団体等と情報交換を行う等により連携を図り、県民に対し、適切な情報提供を行う。

- (2) ペット等の動物を飼育する県民は、動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。
- (3) 県及び松山市は、積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるとの認識に基づき、保健所、衛生環境研究所、動物愛護センター等の連携を図り、調査に必要な体制の整備に努める。
- (4) 県及び松山市は、動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、媒介動物対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、それぞれの感染症対策部門において、環境衛生部門、動物愛護部門、野生動物部門、家畜衛生部門等と適切に連携し、対策を講じる。

5 その他

- (1) この計画を推進するため、必要に応じマニュアル等を作成し、より円滑かつ的確な対応に努める。
- (2) 後天性免疫不全症候群、インフルエンザ、結核等特に総合的に予防の施策を推進する必要がある感染症は、この計画によるもののほか、法第 11 条の規定に基づき国が作成する特定感染症予防指針に即して具体的な施策を推進する。
- (3) 重症急性呼吸器症候群、新型インフルエンザ等、感染症の予防及びまん延の防止のために特別の対応等が必要な感染症については、この計画によるもののほか、個別に作成する行動計画やマニュアル等により、具体的な対応を行う。
- (4) 県及び松山市においては、感染症発生時に迅速かつ適切な対応が取れるよう、平素より、関係機関と緊密な連携を図るとともに、定期的に訓練を行うよう努める。